

災害〈事故〉通院見舞金つき

商工貯蓄共済

22年度版

保障

貯蓄

融資



商 工 会

埼玉県商工会連合会

月額 1口 3,000円 で、保障・貯蓄・低利な融資の 3つの特典を持った商工会会員のための共済です。

備えあれば憂いなし **保 障**

(商工貯蓄共済加入月の翌月1日から保障します)

万一の場合、共済金が支払われます。

- 普通(病氣)死亡共済金…被共済者が病気で亡くなったとき
- 高度障害共済金…被共済者が病気で約款所定の高度障害状態になられたとき
- 災害(事故)死亡共済金…被共済者が事故で亡くなったとき
- 災害(事故)高度障害共済金…被共済者が事故で約款所定の高度障害状態になられたとき
- 災害(事故)障害共済金…被共済者が事故で約款所定の身体障害状態になられたとき
- 交通事故死亡共済金…被共済者が交通事故で亡くなったとき
- 災害(事故)入院共済金…被共済者が事故で入院して入院日数が5日以上となったとき
(1事故について120日限度)

◆共済金(1口の場合)

加入年齢	14歳6カ月～59歳5カ月	59歳6カ月～69歳5カ月	69歳6カ月～75歳5カ月
交通事故死亡	500万円	500万円	500万円
災害(事故)死亡	200万円	200万円	200万円
普通(病氣)死亡	80万円	40万円	20万円
災害(事故)入院日額	1,500円	1,500円	1,500円
災害(事故)障害状態になったとき	2級～6級 84～12万円	2級～6級 84～12万円	2級～6級 84～12万円

上記の災害(事故)障害状態になったときの共済金額は例示しております。生命共済約款では1級から6級までの等級に区分されております。たとえば「両耳の聴力を全く永久に失った場合」は2級に該当、また「1下肢が永久に3センチ以上短縮した場合」は6級に該当となり、それぞれの共済金額を表示しております。

◆病氣入院見舞金(同一の被共済者に対して見舞金をお支払します)

病氣入院見舞金 (年1回限度)	病氣による入院5日～20日まで 10,000円	病氣による入院21日以上 30,000円
(加入口数を問わず病氣入院見舞金額は定額です)		

◆災害(事故)通院見舞金(同一の被共済者に対して見舞金をお支払します)

災害(事故)通院見舞金	通院日額 500円 (加入口数問わず一律)	×	通院日数
災害(事故)による通院が3日以上のごときお支払します。同一の不慮の事故について通算60日が支払限度です。			

◆お祝い記念品

	1口～3口加入のとき	4口以上加入のとき
成人お祝い	5,000円相当の記念品	10,000円相当の記念品
結婚お祝い		
出産お祝い		

出産お祝いについては、被共済者のご出産または被共済者の妻がご出産した場合を対象といたします。
お祝い記念品につきましては、「カタログギフトシステム」により、カタログからお好みの記念品を選べます。
(各種共済金・病氣入院見舞金・災害(事故)通院見舞金およびお祝い記念品の支払等の詳細につきましては生命共済約款にてご確認ください。)

取扱金融機関 掛金の払い込みは、埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉信用金庫・川口信用金庫・青木信用金庫・飯能信用金庫・東和銀行の普通預金または当座預金口座から自動振替となりますので、払い込みの煩わしさが解消されます。(初回は現金で、2回目からは毎月20日に振り替えられます。)

知らず知らずに **貯 蓄** 自己資金の蓄積

認可事業として国や県の指導を受けて管理しております。

毎月の掛金(1口3,000円の内2,000円)を金融機関の1年性定期預金に預け、複利にて運用しております。

- 貯蓄積立金の返戻**
- 満期時
5年満期時には、5年間の貯蓄積立金(元利合計)に生命共済の分配金を加えお返し致します。
 - 中途解約時
満期前に解約される場合は、それまでの貯蓄積立金(元利合計)に生命共済の分配金(経過年分)を加えお返し致します。

◆掛金の経理処理は…

①個人事業主が掛金を支払う場合

加入者	加入形態		掛金の経理処理	
	被共済者	共済金受取人	生命共済掛金	貯蓄積立掛金
個人事業主	事業主	事業主の家族	事業主勘定(必要経費にはならない)	資産計上(貯蓄積立金)
		事業主	事業主勘定(必要経費にはならない)	資産計上(貯蓄積立金)
	専従者のみ	事業主を除く専従者の家族	事業主勘定(必要経費にはならない)	資産計上(貯蓄積立金)
		事業主	経費計上(福利厚生費)	資産計上(貯蓄積立金)
	従業員	従業員	給料	資産計上(貯蓄積立金)
		従業員の家族	給料	資産計上(貯蓄積立金)

②法人企業が掛金を支払う場合

加入者	加入形態		掛金の経理処理	
	被共済者	共済金受取人	生命共済掛金	貯蓄積立掛金
法人企業	役員のみ	会社	損金計上(福利厚生費)	資産計上(貯蓄積立金)
	役員従業員	会社	損金計上(福利厚生費)	資産計上(貯蓄積立金)
	従業員	従業員の家族	給料	資産計上(貯蓄積立金)
	役員	役員の家族	役員報酬	資産計上(貯蓄積立金)

◆加入できる方(被共済者=保障の対象となる人)
個人会員…事業主とその家族、従業員で健康である方
法人会員…社長、役員、従業員で健康である方
(加入年齢については、「重要事項説明書」■保障について②を参照)

◆加入期間と口数

共済期間…5年間
加入できる口数…被共済者1人につき10口まで
(加入口数については、「重要事項説明書」■保障について④を参照)

◆共済掛金

毎月1口3,000円(貯蓄積立掛金2,000円、生命共済掛金1,000円)より、10口30,000円まで

ご利用下さい **融 資**

	一般資金	共済特別資金
融資対象者	①商工貯蓄共済に加入後、12カ月以上滞りなく掛金を支払っている商工会会員で商工会長からあつせんのもの	①同左 ②総借入金が月商の5カ月以内で、かつ年金利10%以上の借入金がない会員
融資限度額(1会員あたり) 融資限度(500万円)	①貯蓄積立金1口当り30万円以内 ②運転資金 300万円 設備資金 500万円	①同左 ②運転資金 200万円 ただし、貯蓄積立金の10倍又は200万円のいずれか低い方の金額
融資期間	運転資金 5年以内(据置3カ月を含む) 設備資金 5年以内(据置6カ月を含む)	運転資金3年以内(据置3カ月を含む)
融資利率	1年以内 年1.125% 1年超5年以内 年1.325% (共に短期プライムレートに連動)	1年以内 年1.125% 1年超3年以内 年1.325% (共に短期プライムレートに連動)
返済方法	①元金均等分割返済 ②少額のものは一括返済もできます	①同左 ②同左
連帯保証人	原則として、県内に居住し信用力において適当と認められる連帯保証人1人 法人にあっては、代表取締役を含む連帯保証人2名以上	原則として不要 ただし、法人にあっては、代表取締役を連帯保証人とする
担保	①貯蓄積立金に質権設定 ②融資額が300万円を超える場合、(財)埼玉県中小企業共済協会が特に必要と認めるときは不動産等の担保を取ることがある	①同左
信用保証	①融資を受ける場合には、(財)埼玉県中小企業共済協会の保証を付するものとする ②保証事務料 年0.7%	①同左 ②保証事務料 年1.25%

注)①平成21年1月13日より 短期プライムレート 年1.725% ②担保として質権設定した貯蓄積立金の満期金は、原則として、借入金返済が完了するまでは返還できません。 ③融資取扱金融機関/埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉信用金庫・川口信用金庫・青木信用金庫・飯能信用金庫・東和銀行

商工貯蓄生命共済契約の保障額表

加入条件 新規加入

被共済者の加入年齢 14歳6か月以上から59歳5か月まで：10口
 被共済者の加入年齢 59歳6か月以上から65歳5か月まで：5口
 (ただし、59歳5か月以下の被共済者の災害(事故)入院共済金は、5口を限度とします。)

継続加入

65歳5か月以前に加入した被共済者は、75歳5か月まで継続を認める(最長で80歳5か月まで保障)：5口

●加入年齢(14歳6か月以上から59歳5か月まで) ●保障年齢(14歳6か月以上から64歳5か月まで)

項目/口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	80万円	160万円	240万円	320万円	400万円
災害(事故)障害共済金6級	12万円～	24万円～	36万円～	48万円～	60万円～
2級	84万円	168万円	252万円	336万円	420万円
災害(事故)入院共済金	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

項目/口数	6口	7口	8口	9口	10口
交通事故死亡共済金	2,580万円	2,660万円	2,740万円	2,820万円	2,900万円
災害(事故)死亡共済金	1,080万円	1,160万円	1,240万円	1,320万円	1,400万円
普通(病気)死亡共済金	480万円	560万円	640万円	720万円	800万円
災害(事故)障害共済金6級	60万円～	60万円～	60万円～	60万円～	60万円～
2級	420万円	420万円	420万円	420万円	420万円
災害(事故)入院共済金	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円

●加入年齢(59歳6か月以上から69歳5か月まで) ●保障年齢(59歳6か月以上から74歳5か月まで)

項目/口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	40万円	80万円	120万円	160万円	200万円
災害(事故)障害共済金6級	12万円～	24万円～	36万円～	48万円～	60万円～
2級	84万円	168万円	252万円	336万円	420万円
災害(事故)入院共済金	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

●加入年齢(69歳6か月以上から75歳5か月まで) ●保障年齢(69歳6か月以上から80歳5か月まで)

項目/口数	1口	2口	3口	4口	5口
交通事故死亡共済金	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
災害(事故)死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
普通(病気)死亡共済金	20万円	40万円	60万円	80万円	100万円
災害(事故)障害共済金6級	12万円～	24万円～	36万円～	48万円～	60万円～
2級	84万円	168万円	252万円	336万円	420万円
災害(事故)入院共済金	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

※この表は、約款に示しているものをわかりやすく表示しており、何ら変わるものではありません。

※災害(事故)障害共済金は、生命共済約款での共済金額を例示しております。たとえば、「両耳の聴力を全く永久に失った場合」は2級、「1下肢が永久に3センチ以上短縮した場合」は6級該当となり、それぞれの共済金額を表示しております。

■個人情報の取扱について

①利用目的について

本会は商工貯蓄共済契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、以下の目的のため取得、利用致します。加入者の皆様に関する情報の正確性・機密性の保持に努めます。

- (1) 共済契約の引受審査および共済金等の支払審査。
- (2) 共済契約の締結・維持管理・商品・サービスの開発・研究その他共済契約に関する業務。
- (3) 共済契約その他の各種商品・関連サービスのご案内・ご提供。
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求。
- (5) 融資に関する判断および融資後の管理。
- (6) 本会と関係機関(商工会、金融機関および財団法人埼玉県中小企業共済協会)との間における情報交換。
- (7) 共済契約者等からのお問い合わせ・ご依頼への対応。

②医療・健康状況等の機微(センシティブ)情報について

本会は共済契約のお引受け・共済金のお支払い・維持管理等共済事業の適切な運営を確保するため事業遂行上必要な範囲で医療・健康状況等の機微情報を取得、利用または第三者に提供致します。取得した機微情報等の個人情報は適正な範囲で商工会・事務担当者に知らせることがあります。

③ご契約者が締結に至らなかった場合や共済期間満了後等の情報について

当会は機微情報を含め取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、共済期間満了後など共済期間が消滅した後も保持します。なお、取得した申込ならびに共済金請求関係書類等は返却致しません。

本会の各種共済商品やサービスの一欄、商工会の一欄、個人情報の取扱いについては埼玉県商工会連合会ホームページ(<http://www.syokoukai.or.jp/>)をご覧ください。

『重要事項説明書(その一)』

商工貯蓄共済のご契約申込に際しての重要な事項について記載してありますのでご確認ください。

なお、詳細につきましては「商工貯蓄生命共済約款」に記載されておりますので、内容を十分に確認の上、お申し込み下さい。

商工貯蓄共済は「保障」「貯蓄」「融資」の3つの特典を持った共済です。共済掛金は1口について月額3,000円です。うち2,000円が貯蓄積立掛金として積立され、残りの1,000円は生命共済掛金として保障費用となり、生命共済掛金は掛け捨てとなります。

■保障について

①加入できる方は次の通りです。

『共済契約者』……………埼玉県内の商工会会員であること。

『被共済者(保障の対象となる方)』 個人会員…事業主とその家族・従業員で健康である方。

法人会員…代表者ほか役員および従業員で健康である方。

②新規に商工貯蓄共済に加入する場合、共済契約者および被共済者は、埼玉県商工会連合会(以下「本会」といいます)が書面で質問した告知事項について、本会に書面(告知書)で告知しなければなりません。その告知内容につき本会の加入承諾を得られた方、かつ被共済者になることに同意された方で、商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢が14歳6か月以上65歳5か月までの方となります。

③満期により保障期間が満了となる場合、75歳5か月まで(最長80歳5か月まで保障します。)継続して加入することができます。ただし、増口はできません。また、加入口数が6口~10口の範囲で加入された契約が満期となり、継続加入する場合で被共済者の年齢が59歳6か月以上の方の加入できる口数は5口以内に減口されます。

④新規加入または継続加入できる口数は次の通りです。

新規加入は、被共済者の商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢が59歳5か月までの方は10口まで、59歳6か月以上65歳5か月までの方は5口まで加入できます。

継続加入は、被共済者の商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢が59歳5か月までの方は10口まで、59歳6か月以上65歳5か月までの方は5口まで、65歳6か月以上75歳5か月までの方は満期口数と同口数まで加入できます。

⑤商工貯蓄共済加入月の翌月1日現在の年齢により普通(病気)死亡共済金(高度障害共済金)は次の通りとなります。

●59歳5か月までの方の普通(病気)死亡共済金は1口あたり80万円、59歳6か月以上69歳5か月までの方の普通(病気)死亡共済金は1口あたり40万円、69歳6か月以上75歳5か月までの方の普通(病気)死亡共済金は1口あたり20万円となります。

●交通事故死亡共済金・災害(事故)死亡共済金・災害(事故)高度障害共済金・災害(事故)障害共済金および災害(事故)入院共済金については、加入口数により保障額が決まっておりますので保障額表によりご確認ください。災害(事故)入院共済金について14歳6か月以上59歳5か月以下の方は、5口を災害(事故)入院共済金の限度とします。

●災害(事故)入院共済金については不慮の事故で、5日以上入院した場合にお支払いします。1事故の支払入院日数は120日を限度とします。

⑥生命共済の保障期間は5年間とし、生命共済の効力発生日は商工貯蓄共済加入月の翌月1日からとなります。商工貯蓄共済に加入申込みされても、生命共済の効力発生日の前日までは事故・死亡等について一切保障いたしません。

⑦生命共済掛金については、所得税法上の生命保険料控除証明書は発行できません。

⑧第2回目以降の商工貯蓄共済掛金が払い込まれなかった場合には、当該共済契約者に係る貯蓄積立金および積立られた分配金を取り崩して、生命共済掛金の支払いに充当することにより、生命共済の保障を継続するものとします。ただし、貯蓄積立金および積立られた分配金が未払いの生命共済掛金の額に満たない場合は効力を失います。

⑨生命共済掛金について、死亡事故等の発生状況に応じて生命共済掛金の割り戻しを毎年分配金として割当します。ただし、死亡事故等の発生が生命共済掛金の計算基礎を下まわった場合かつ本会の商工貯蓄共済事業において毎年度末決算の収支が良好である場合に限り、分配金の支払い方法は積立とします。別途本会が定める方法により貯蓄積立金と同様に共済契約者毎に積立管理し、満期または中途解約等により商工貯蓄共済契約が消滅する場合に貯蓄積立金と合わせてお支払いします。積立された分配金には利息をつけません。

⑩生命共済の保障については、本会の自家共済にて運営します。この生命共済は、共済金支払いに備えて十分な対策を講じておりますが、万が一本会が破綻した場合には、ご契約時の共済金等が一部削減されることがあります。

●告知義務(質問応答義務)と告知義務(質問応答義務)違反により共済金をお支払いしない場合

商工貯蓄共済にご加入の際は、共済契約者および被共済者は本会が書面で質問した告知事項について、本会に書面(告知書)で被共済者の健康状態等についてその事実をありのままに告知していただく義務があります。この告知義務(質問応答義務)に違反して事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、ご契約を解除し共済金等をお支払いしない場合があります。

●重大事由によるご契約の解除および共済金等をお支払いしない場合

《ア》共済契約者、または死亡共済金受取人が死亡共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした場合。《イ》共済契約者、被共済者または共済金(死亡共済金を除きます)受取人が共済金(死亡共済金を除きます)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした場合。《ウ》共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます)がある場合。《エ》本会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする《ア》~《ウ》までに掲げる事由と同等な事由がある場合。

上記《ア》から《エ》のいずれかに定める事由が生じた場合は、共済金の支払いが生じた後でもご契約を解除し共済金は支払いません。ご契約を解除した場合は、既に払い込まれた掛金は返戻しません。また、すでにその支払事由により共済金を支払っている場合は、本会はその返還を請求します。

●普通(病気)死亡共済金・高度障害共済金・交通事故死亡共済金・災害(事故)死亡共済金・災害(事故)高度障害共済金・災害(事故)障害共済金・災害(事故)入院共済金および災害(事故)通院見舞金をお支払いしない場合

生命共済の効力発生日の属する日からその日を含めて1年以内(満期による継続加入は除きます)に被共済者が自殺した場合または、交通事故・災害事故等の原因が共済契約者、共済金受取人、被共済者の故意または重大な過失、無免許もしくは法令に定められた酒気帯び運転中の事故等による場合は、普通(病気)死亡共済金・高度障害共済金・交通事故死亡共済金・災害(事故)死亡共済金・災害(事故)高度障害共済金・災害(事故)障害共済金・災害(事故)入院共済金および災害(事故)通院見舞金をお支払いしない場合があります。

『重要事項説明書(その二)』

■貯蓄について

- ①貯蓄積立金は5年間積立して5年経過後の加入された月に貯蓄積立金を満期金としてお支払いします。貯蓄積立掛金を1年性定期預金金利で複利運用した元利合計を貯蓄積立金といいます。
- ②商工貯蓄共済の貯蓄積立金は預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

■融資について

商工貯蓄共済の融資制度のご利用については、一定の条件を満たす必要があります。したがって、すべての加入者が無条件で融資を受けられるものではありません。



埼玉県のマスコット「コバトン」

新しいクオリティへ、新しいスピードで。



埼玉りそな銀行

RESONA

<http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/>

商工業者の皆様をサポートいたします。

青木信用金庫

本店 川口市中青木2-13-21 TEL.048-251-5880

<http://www.shinkin.co.jp/aoshin/>

中小企業のみなさんを応援します。

ふれあいバンク

TOWA 東和銀行

本店 群馬県前橋市本町二丁目12番6号 Tel.(027)234-1111(代)

店舗数91店舗(埼玉県内42店舗) <http://www.towabank.co.jp>

中小企業者の経営と 福祉のパートナー

業務内容

商工貯蓄共済融資の信用保証
保養施設の斡旋
健康管理事業

財団法人

埼玉県中小企業共済協会

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル 7F

この資料に関するお問い合わせは

取扱商工会(商工会名・住所・電話番号・担当者名)

埼玉県商工会連合会

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5

ソニックシティビル 7F

TEL.048-641-3992

営業時間/8:30~17:15(土・日・祝日休)



武蔵野銀行

www.musashinobank.co.jp

—ゆとりある暮らしのお手伝い—



埼玉縣信用金庫

本部 熊谷市久下4丁目141番地 TEL.048(526)1111(代)

<http://www.saishin.co.jp>

応援します

あなたの夢を

ISO14001認証取得(本部及び本店営業部)かわしんは地元の環境安全に取り組んでいます。



川口信用金庫

本店 川口市栄町3-9-3 TEL.048(253)3333(代)

<http://www.shinkin.co.jp/ksb/>

大切にします

あなたの街

飯能信用金庫



本店 飯能市栄町24-9 TEL.042(972)8111(代)